



図1 「近藤シナリオ」の内容を報じる毎日新聞(2011年12月24日)

資料2 柏原の風

(気象庁 HP より)

柏原の毎月旬別最多風向(16方位),  
2012/10/1, 2012/10/10, 北北西, 8, 1  
2012/10/11, 2012/10/20, 北北西, 8, 1  
2012/10/21, 2012/10/31, 北北西, 8, 1  
2012/11/1, 2012/11/10, 北北西, 8, 1  
2012/11/11, 2012/11/20, 西北西, 8, 1  
2012/11/21, 2012/11/30, 北北西, 8, 1  
2012/12/1, 2012/12/10, 北西, 8, 1  
2012/12/11, 2012/12/20, 北北西, 8, 1  
2012/12/21, 2012/12/31, 北北西, 8, 1  
2013/1/1, 2013/1/10, 北西, 5, 1  
2013/1/11, 2013/1/20, 北北西, 8, 1  
2013/1/21, 2013/1/31, 北西, 8, 1  
2013/2/1, 2013/2/10, 北北西, 8, 1  
2013/2/11, 2013/2/20, 北北西, 5, 1  
2013/2/21, 2013/2/28, 北, 5, 1  
2013/3/1, 2013/3/10, 北, 5, 1  
2013/3/11, 2013/3/20, 南, 8, 1  
2013/3/21, 2013/3/31, 北北西, 8, 1  
2013/4/1, 2013/4/10, 北西, 8, 1  
2013/4/11, 2013/4/20, 南, 8, 1  
2013/4/21, 2013/4/30, 北北西, 8, 1  
2013/5/1, 2013/5/10, 北, 8, 1  
2013/5/11, 2013/5/20, 南, 8, 1  
2013/5/21, 2013/5/31, 南, 8, 1  
2013/6/1, 2013/6/10, 北西, 8, 1  
2013/6/11, 2013/6/20, 南, 8, 1  
2013/6/21, 2013/6/30, 北北西, 8, 1  
2013/7/1, 2013/7/10, 南, 5, 1  
2013/7/11, 2013/7/20, 南東, 8, 1  
2013/7/21, 2013/7/31, 南東, 8, 1  
2013/8/1, 2013/8/10, 南東, 8, 1  
2013/8/11, 2013/8/20, 南東, 8, 1  
2013/8/21, 2013/8/31, 南東, 8, 1  
2013/9/1, 2013/9/10, 北北西, 8, 1  
2013/9/11, 2013/9/20, 南東, 8, 1  
2013/9/21, 2013/9/30, 北北西, 8, 1  
2013/10/1, 2013/10/10, 北, 8, 1

資料3 福島原発事故で飛び出した放射性物質

(別表1)

解析で対象とした期間での大気中への放射性物質の放出量の試算値 (Bq)

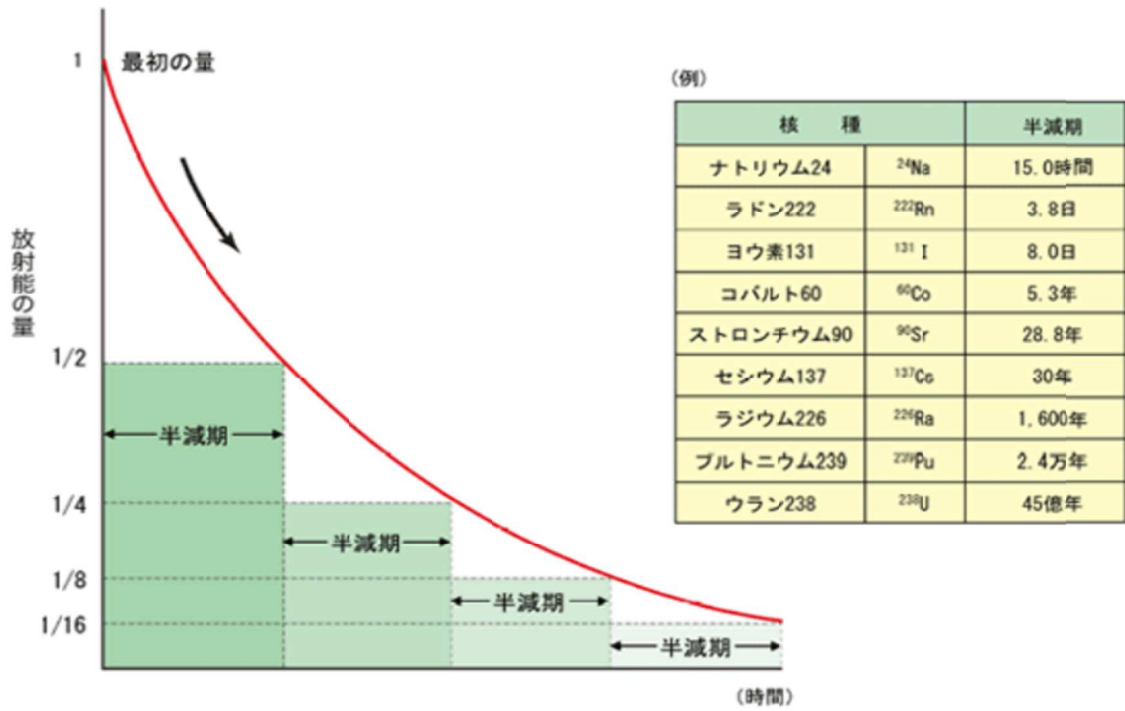
核種	1号機	2号機	3号機	放出量合計
Xe-133	$3.4 \times 10^{18}$	$3.5 \times 10^{18}$	$4.4 \times 10^{18}$	$1.1 \times 10^{19}$
Cs-134	$7.1 \times 10^{14}$	$1.6 \times 10^{15}$	$8.2 \times 10^{14}$	$1.8 \times 10^{15}$
Cs-137	$5.9 \times 10^{14}$	$1.4 \times 10^{15}$	$7.1 \times 10^{14}$	$1.5 \times 10^{15}$
Sr-89	$8.2 \times 10^{13}$	$6.8 \times 10^{14}$	$1.2 \times 10^{15}$	$2.0 \times 10^{15}$
Sr-90	$6.1 \times 10^{12}$	$4.8 \times 10^{13}$	$8.5 \times 10^{13}$	$1.4 \times 10^{14}$
Ba-140	$1.3 \times 10^{14}$	$1.1 \times 10^{15}$	$1.9 \times 10^{15}$	$3.2 \times 10^{15}$
Te-127m	$2.5 \times 10^{14}$	$7.7 \times 10^{14}$	$6.9 \times 10^{13}$	$1.1 \times 10^{15}$
Te-129m	$7.2 \times 10^{14}$	$2.4 \times 10^{15}$	$2.1 \times 10^{14}$	$3.3 \times 10^{15}$
Te-131m	<u><math>2.2 \times 10^{15}</math></u>	<u><math>2.3 \times 10^{15}</math></u>	<u><math>4.5 \times 10^{14}</math></u>	<u><math>5.0 \times 10^{15}</math></u>
Te-132	<u><math>2.5 \times 10^{16}</math></u>	<u><math>5.7 \times 10^{16}</math></u>	<u><math>6.4 \times 10^{15}</math></u>	<u><math>8.8 \times 10^{16}</math></u>
Ru-103	$2.5 \times 10^{09}$	$1.8 \times 10^{09}$	$3.2 \times 10^{09}$	$7.5 \times 10^{09}$
Ru-106	$7.4 \times 10^{08}$	$5.1 \times 10^{08}$	$8.9 \times 10^{08}$	$2.1 \times 10^{09}$
Zr-95	$4.6 \times 10^{11}$	$1.6 \times 10^{13}$	$2.2 \times 10^{11}$	$1.7 \times 10^{13}$
Ce-141	$4.6 \times 10^{11}$	$1.7 \times 10^{13}$	$2.2 \times 10^{11}$	$1.8 \times 10^{13}$
Ce-144	$3.1 \times 10^{11}$	$1.1 \times 10^{13}$	$1.4 \times 10^{11}$	$1.1 \times 10^{13}$
Np-239	$3.7 \times 10^{12}$	$7.1 \times 10^{13}$	$1.4 \times 10^{12}$	$7.6 \times 10^{13}$
Pu-238	$5.8 \times 10^{08}$	$1.8 \times 10^{10}$	$2.5 \times 10^{08}$	$1.9 \times 10^{10}$
Pu-239	$8.6 \times 10^{07}$	$3.1 \times 10^{09}$	$4.0 \times 10^{07}$	$3.2 \times 10^{09}$
Pu-240	$8.8 \times 10^{07}$	$3.0 \times 10^{09}$	$4.0 \times 10^{07}$	$3.2 \times 10^{09}$
Pu-241	$3.5 \times 10^{10}$	$1.2 \times 10^{12}$	$1.6 \times 10^{10}$	$1.2 \times 10^{12}$
Y-91	$3.1 \times 10^{11}$	$2.7 \times 10^{12}$	$4.4 \times 10^{11}$	$3.4 \times 10^{12}$
Pr-143	$3.6 \times 10^{11}$	$3.2 \times 10^{12}$	$5.2 \times 10^{11}$	$4.1 \times 10^{12}$
Nd-147	$1.5 \times 10^{11}$	$1.3 \times 10^{12}$	$2.2 \times 10^{11}$	$1.6 \times 10^{12}$
Cm-242	$1.1 \times 10^{10}$	$7.7 \times 10^{10}$	$1.4 \times 10^{10}$	$1.0 \times 10^{11}$
I-131	$1.2 \times 10^{16}$	$1.4 \times 10^{17}$	$7.0 \times 10^{15}$	$1.6 \times 10^{17}$
I-132	<u><math>1.3 \times 10^{13}</math></u>	<u><math>6.7 \times 10^{06}</math></u>	<u><math>3.7 \times 10^{10}</math></u>	<u><math>1.3 \times 10^{13}</math></u>
I-133	<u><math>1.2 \times 10^{16}</math></u>	<u><math>2.6 \times 10^{16}</math></u>	<u><math>4.2 \times 10^{15}</math></u>	<u><math>4.2 \times 10^{16}</math></u>
I-135	<u><math>2.0 \times 10^{15}</math></u>	<u><math>7.4 \times 10^{13}</math></u>	<u><math>1.9 \times 10^{14}</math></u>	<u><math>2.3 \times 10^{15}</math></u>
Sb-127	$1.7 \times 10^{15}$	$4.2 \times 10^{15}$	$4.5 \times 10^{14}$	$6.4 \times 10^{15}$
Sb-129	<u><math>1.4 \times 10^{14}</math></u>	<u><math>5.6 \times 10^{10}</math></u>	<u><math>2.3 \times 10^{12}</math></u>	<u><math>1.4 \times 10^{14}</math></u>
Mo-99	<u><math>2.6 \times 10^{09}</math></u>	<u><math>1.2 \times 10^{09}</math></u>	<u><math>2.9 \times 10^{09}</math></u>	<u><math>6.7 \times 10^{09}</math></u>

※出典：原子力安全に関する IAEA 閣僚会議に対する日本政府の報告書-東京電力福島原子力発電所の事故について-（平成23年6月）原子力災害対策本部

注）Te-131m、Te-132、I-132、I-133、I-135、Sb-129、Mo-99 のデータに誤りが判明したため、下線のとおり平成23年10月20日に訂正しました。

資料4 放射能の減り方（ただし表中の全てが原発で生成されるわけではない）

## 放射能の減り方



資料5 原子力災害対策特別措置法 第15条

「(原子力緊急事態宣言等)

第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

一 緊急事態応急対策を実施すべき区域

二 原子力緊急事態の概要

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

一 原子力災害事後対策を実施すべき区域

二 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

資料6 第10条

(原子力防災管理者の通報義務等)

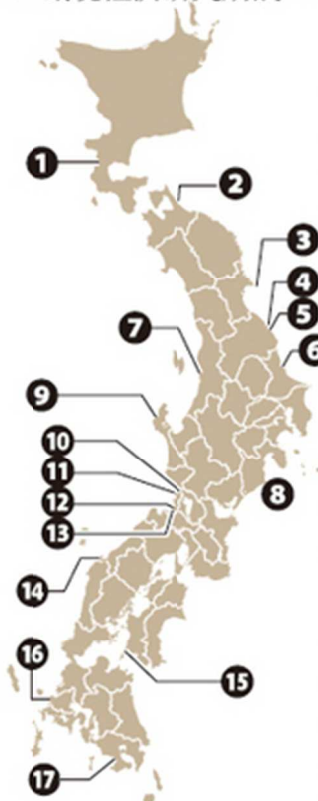
第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

2 前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項及び第十五条第一項第一号において同じ。）に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することができる。この場合において、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

資料7 原発事故時の交通渋滞予測

全国17原発の30<sup>キロ</sup>圏内で要する避難時間

※環境経済研究所調べ



原 発	国道のみ 使用 (時間)	国道と高速・ 主要地方道 (時間)
① 泊(北海道)	15	10
② 東通(青森県)	35	22.5
③ 女川(宮城県)	44.5	21.5
④ 福島第1(福島県)	21	9
⑤ 福島第2(同)	28.5	11
⑥ 東海第2(茨城県)	132	52
⑦ 柏崎刈羽(新潟県)	66.5	29.5
⑧ 浜岡(静岡県)	142.5	63
⑨ 志賀(石川県)	36.5	14.5
⑩ 敦賀・もんじゅ(福井県)	34.5	18
⑪ 美浜(同)	26	13.5
⑫ 大飯(同)	15.5	8
⑬ 高浜(同)	24.5	13
⑭ 島根(島根県)	99.5	45.5
⑮ 伊方(愛媛県)	17.5	9.5
⑯ 玄海(佐賀県)	39.5	20
⑰ 川内(鹿児島県)	43	21.5

## 原発災害に対する心得

### 知っておきたい心の防災袋(防災心理学の知恵)

#### 1、災害時に避難を遅らせるもの

- 正常性バイアス⇒避難すべき事実を認めず、事態は正常と考える。
- 同調性バイアス⇒とっさのときに周りの行動に自分を合わせる。
- パニック過大評価バイアス⇒パニックを恐れて危険を伝えない。
- バイアス解除に最も効果的なのは事前学習や避難訓練。

#### 2、知っておくべき人間の本能

- 人は都合の悪い情報をカットしてしまう。
- 人は「自分だけは地震(災害)で死なない」と思う。
- 実は人は逃げない。○パニックは簡単には起こらない。
- 都市生活は危機本能を低下させる。○携帯電話なしの現代人は弱い。
- 日本人は自分を守る意識が低い。(備蓄が大切！)

#### 3、災害時！とるべき行動

- 周りが逃げなくても、逃げる！○専門家が大丈夫と言っても、危機を感じたら逃げる。
- 悪いことはまず知らせる！○地震は予知できると過信しない。
- 「以前はこうだった」ととらわれない。○「もしかして」「念のため」を大事にする。
- 災害時には空気を読まない。○正しい情報・知識を手に入れる。

### 心にとめおきたい避難の3原則(社会災害工学の知恵)

#### 1、想定にとらわれない

- ハザードマップを過信しない。
- 想定はあくまでも人間の推論。それを超えることがありえる。
- 行政の判断に頼りきらない。危機を感じたらすぐ行動する。

#### 2、いかなる状況においても最善を尽くす

- 自分や周りの人の命を守るために最善の道は何かを考えて行動する。
- 災害で絶対に助かる道はないことを踏まえつつ、最善を尽くす。
- 大事なのは普段の蓄積。いざというときのための準備を重ねておく。

#### 3、率先避難者になる

- 自分が逃げ出せば他の人も逃げ出す。人を救うためにもまず自分が逃げる。
- 自分と人を逃がすことを最優先する。救助はあとから(津波てんでんこ)。

### 原発災害への対処法

#### 1、原発災害への備え

- 一番大切なのは避難訓練。災害と避難をシミュレーションしておく。(位置、天候など)
- 遠くの知人と防災協定を結び、互いの避難先を確保し、家族・恋人などと確認しておく。
- 家族(子ども)と落ち合う場所を決めておく。
- 持ち出すもの(防災グッズとお金で買えない一番大事なもの)を用意しておく。



## 2、情報の見方

- 出てくる情報は、事故を過小評価したもの。過去の例から必ずそうなる。
- 原発は事故時には計器が壊れ、事態が把握できなくなる構造を持っている。
- 運転員も正常性バイアスにかかりやすく、事故の認知が遅れる。
- 政府の安全宣言は信用できない。(パニック過大評価バイアスへの対応)
- 何かあったらすぐに逃げる(特に原発から30キロ圏は事故を確かめずにまず逃げる)
- 周囲数キロに避難勧告がでたら200キロ超でも危険と判断。(避難区分を信じると危険)

## 3、避難の準備から実行へ

- 風上に逃げるのがベスト。判断できないときは西に逃げる。
- マスクを重ねて着用し頻繁に替える。帽子を必ず被る。肌の露出は最小限に。
- 雨にあたることを極力避ける。降り始めの雨が一番危ない。傘、雨合羽必携。
- 可能な限り遠くに逃げ、着いた先の行政を頼る。○落ち着いて行動し二次災害を避ける。
- 避難ができない場合は屋内に立て籠る。水・食料を備蓄しておく。(最低一週間分)
- 立て籠る場合は換気扇やエアコンは使わない。すきま風が入る場合は目張りする。
- 避難のときも立て籠るときも、外気に触れたときは、うがい手洗いを徹底する。
- インフルエンザ対策、花粉症対策を応用して、内部被曝を避ける。

## 放射線被曝についての心得

### 1、福島原発事故での放射能の流れと被曝状況

- 福島原発事故では風の道＝人の道に沿って放射能が流れた。
- 被曝範囲は東北・関東の広範囲の地域。西日本にも微量ながら降っている。
- SPEEDIの情報隠しなど、東電と政府の事故隠しが被曝を拡大した。
- 子どもの甲状腺がんをはじめ、健康被害が広がっていることが懸念されている。

### 2、放射線に関する基礎知識

- 放射能から出てくるのは $\alpha$ 線、 $\beta$ 線、 $\gamma$ 線。体への危険度もこの順番。
- 空気中で $\alpha$ 線は45ミリ、 $\beta$ 線は1mしかとばず、 $\gamma$ 線は遠くまで飛ぶ。
- このため外部被曝は $\gamma$ 線のみ。内部被曝ですべてのものを浴びる。
- より怖いのは内部被曝。放射性の粒を身体の中に入れないことが大事。
- 放射能には半減期(放射線を出す力が半分になる期間)がある。
- 事故直後は半減期の短いものから放射線がたくさん出るため放射線値が高い。

### 3、被曝の避け方

- 外部被曝を避ける⇒放射線を遮蔽、線源から離れる、線量の十分低いところに避難。
- 内部被曝を避ける⇒放射能の吸引、飲食を避ける、汚染されていないところに避難。
- まずはとつとと逃げる。事故の推移はあとから確認し、安全が確認できてから戻ればよい。

## 放射能との共存時代をいかに生きるのか

- 元を断つ。すべての原発を止め、解体し、真の安全を確保する。
- 被曝の影響と向き合う。被曝した人を労わり、あらゆるヒバクシャ差別とたたかう。
- あらゆる危険物質を避け、免疫力を高める。命を守る運動を起こす。
- 前向きに生きる。楽しく生きる。意義深く生きる。そのことで免疫力をアップする。

## 資料9 放射線の人体への影響に関する見解の差異について

### 1. チェルノブイリ事故に対する評価の差異

チェルノブイリ事故の被害はどのように評価されているのであろうか。その差異について論じておきたい。

同事故の日本政府の評価に準ずるものとして、首相官邸ホームページに掲載された専門家のコラムの中の「チェルノブイリ事故との比較」と題された文章を参照したい。福島原発事故後に掲載が始まったものであり、チェルノブイリ事故との比較で、福島原発事故の被害の見通しについても論じたものである。

#### チェルノブイリ事故との比較

平成23年4月15日

[http://www.kantei.go.jp/saigai/senmonka\\_g3.html](http://www.kantei.go.jp/saigai/senmonka_g3.html)

チェルノブイリ事故の健康に対する影響は、20年目にWHO, IAEAなど8つの国際機関と被害を受けた3共和国が合同で発表し、25年目の今年には国連科学委員会がまとめを発表した。

これらの国際機関の発表と東電福島原発事故を比較する。

#### 1. 原発内で被ばくした方

○チェルノブイリでは、134名の急性放射線障害が確認され、3週間以内に28名が亡くなっている。その後現在までに19名が亡くなっているが、放射線被ばくとの関係は認められない。

○福島では、原発作業者に急性放射線障害はゼロ。

#### 2. 事故後、清掃作業に従事した方

○チェルノブイリでは、24万人の被ばく線量は平均100ミリシーベルトで、健康に影響はなかった。\*福島では、この部分はまだ該当者なし。

#### 3. 周辺住民

○チェルノブイリでは、高線量汚染地の27万人は50ミリシーベルト以上、低線量汚染地の500万人は10～20ミリシーベルトの被ばく線量と計算されているが、健康には影響は認められない。

例外は小児の甲状腺がんで、汚染された牛乳を無制限に飲用した子供の中で6000人が手術を受け、現在までに15名が亡くなっている。福島の牛乳に関しては、暫定基準300（乳児は100）ベクレル/キログラムを守って、100ベクレル/キログラムを超える牛乳は流通していないので、問題ない。

○福島の周辺住民の現在の被ばく線量は、20ミリシーベルト以下になっているので、放射線の影響は起こらない。

一般論として I A E A は、「レベル 7 の放射能漏出があると、広範囲で確率的影響（発がん）のリスクが高まり、確定的影響（身体的障害）も起こり得る」としているが、各論を具体的に検証してみると、上記の通りで福島とチェルノブイリの差異は明らかである。

長瀧 重信 長崎大学名誉教授

（元（財）放射線影響研究所理事長、国際被ばく医療協会名誉会長）

佐々木 康人 （社）日本アイソトープ協会 常務理事

（前（独）放射線医学総合研究所 理事長、前国際放射線防護委員会（ICRP）主委員会委員）

首相官邸に今も掲載されているこのコラムによれば、チェルノブイリ事故では急性障害で 28 人が亡くなり、小児甲状腺がんで 15 名が亡くなったとされている。合計で 43 名が首相官邸が出している死亡者の数である。

これに対して、最も被害者の数を多く見積もっている見解は、2009 年にアメリカのニューヨーク科学アカデミーから出版された『Chernobyl: Consequences of the Catastrophe for People and the Environment』（邦訳『調査報告 チェルノブイリ被害の全貌』岩波書店）である。執筆者はアレクセイ・V・ネステレンコ（ベラルーシ放射線安全研究所）、ヴァシリー・B・ネステレンコ（同研究所）、アレクセイ・V・ヤブロコフ（ロシア科学アカデミー）、ナタリア・E・プレオブラジェンスカヤ（チェルノブイリ大惨事からウクライナの子どもを救済する基金代表）であるが、スラブ系言語を中心とした 5000 以上の論文をまとめたものでもある。本書は死亡者数について以下のように結論している。

「1986 年 4 月から 2004 年末までの期間における、チェルノブイリの大惨事に由来する死亡総数は、過剰死亡数 105 万 1500 人と推計される。」（『同書』p180）

「詳細な調査研究によって、ウクライナとロシアの汚染地域における 1990 年から 2004 年までの全死亡数の 4% 前後が、チェルノブイリ大惨事を原因とすることが明らかになっている。その他の被害国で死亡率上昇の証拠が不足していることは、放射線による有害な影響がなかったという証明にはならない。

本章の算定は、不運にチェルノブイリに由来する放射性降下物の被害を被った地域で暮らしていた数億人のうち、数十万人がチェルノブイリ大惨事によってすでに亡くなっていることを示唆する。チェルノブイリの犠牲者は、今後数世代にわたって増え続けるだろう。」（『同書』p181）

首相官邸のホームページに記載された死亡者数は 43 人、ニューヨーク科学アカデミーから出版された研究所では 105 万 1500 人。圧倒的な差異という

しかないが、同書の著者たちは「序論 チェルノブイリについての厄介な真実」の中で、こうした差異について以下のように述べている。

「大惨事後まもなく、懸念を抱いた医師たちは汚染地域で疾患が著しく増えていることに気づき、支援を求めた。原子力産業と関わりのある専門家は、チェルノブイリの放射線に関して「統計的に確かな」証拠はないと権威的に宣言する一方で、公式文書では、大惨事に続く10年間に甲状腺がんの数が「予想外に」増えたことを認めている。ベラルーシ、ウクライナ、ヨーロッパ側ロシアの、チェルノブイリ事故によって汚染された地域では、1985年以前は80%の子どもが健康だった。しかし、今日では健康な子どもは20%に満たない。重度汚染地域では、健康な子どもを1人でも見つけることは難しい。

汚染地域での疾病の発生が増えたことを、集団検診の実施や社会経済要因に帰すことは不合理だとわれわれは考える。唯一の変数は放射能負荷量だからだ。チェルノブイリに由来する放射線の悲惨な影響には悪性新生物と脳の損傷、とりわけ子宮内での発育期間中に被る脳の損傷がある。

なぜ専門家の評価にこれほどの食い違いがあるのか。

理由はいくつかある。1つには、放射線による疾患に関して何らかの結論を出すには疾患の発生数と被曝線量の相関関係が必要だと、一部の専門家が考えているからである。これは不可能だとわれわれは考える。最初の数日間、まったく計測が行われなかったからだ。当初の放射線量は、数週間から数か月たってやっと計測された値よりも1000倍も高かった可能性がある。場所によって変わり、「ホットスポット」も形成する核種の沈着を算出すること、セシウム、ヨウ素、ストロンチウム、プルトニウムなど全同位体の付加量を計測すること、あるいは特定の個人が食物と飲み水から取り込んだ放射性核種の種類と総量を計測することは、いずれも不可能だ。

第2の理由は、一部の専門家が、結論を出すには、広島・長崎の被ばく者の場合と同様、放射線の影響は放射線の総量にもとづいて算出するしかないと考えていることである。日本では原子爆弾投下直後の4年間、調査研究が禁止されていた。この間に、もっとも弱った者のうち10万人以上が死亡した。チェルノブイリ事故後にも同じような死者が出た。しかし、旧ソ連当局は医師が疾患を放射線と関連付けることを公式に禁止し、日本で行われたのと同様、当初の3年間はすべてのデータが機密指定された。」(p XV, XVI)

補足を加えると、原爆被害後に、調査研究を禁止したのはアメリカ占領軍である。この間に10万人以上が死亡したが、それらが広島・長崎の被害調査には反映されなかった。これと同様のことが、チェルノブイリでもあったことが指摘されている。これは原爆においても原発事故においても、調査が政治によって著しく歪められてきていることを物語っている。かつての被害に学ぶ上で、十分に考慮すべき点である。